



令和6年度版

福祉委員活動の手引き

～共に支え合う福祉のまちづくりを目指して～



社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会

福祉委員について

□福祉委員とは

現在、少子高齢化や核家族化が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えてきています。また、子育てに悩みを抱えている方や障がいがある方など、何らかの支援を必要としている人も少なくありません。

その一方で、ご近所同士の関係が昔に比べて希薄になってきたこともあり、暮らしの中で抱える困りごとが表面化しにくい時代になっています。

市内各地には民生児童委員さんが配置され、心配な方などへの見守り活動等が行われていますが、一人で複数の地区を受け持つ場合も多く、担当区の課題や情報を全て把握することは困難です。

そこで、福祉委員の皆様には、地域の「アンテナ役」として、ご近所の「ちょっと気になる」、「ほっとけない」といった情報を民生委員さんや区長さんにつないでいただく役割をお願いしたいと考えています。

□福祉委員の位置付け

行政区長及び地区社協会長の推薦により、柳川市社会福祉協議会会長が委嘱するもので、各行政区より1名以上をお願いしています。

□任期

任期は2年です。ただし、福祉委員の活動の趣旨から継続的な活動を望みます。やむを得ず交代される場合は、十分な引き継ぎをお願いします。

□役割

- (1) 身近な地域のさりげない気かけ、見守り
- (2) 地域の福祉活動への参加、協力
(次ページから、具体的にどのような役割をお願いしたいかを記載しています)

□手当・報酬・補償

個人に対しての報酬などはありませんが、活動時の緊急的な対応に伴う実費が必要となった場合は、柳川市社会福祉協議会より支給させていただきます。

また、活動中にケガや事故に遭われた場合、「ボランティア活動保険」に加入していますので、一定の補償があります。(詳細は5~7ページをご確認ください)

□守秘義務

活動中に知り得た個人及び世帯の情報を、当事者の許可なく関係者以外に漏らさないようにお願いします。これは、退任後も同様です。(詳細は8ページをご確認ください)

福祉委員の役割

安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、民生児童委員、行政区長、地区社協等と協力して次のような活動をお願いします。

①困りごとの発見（みつける）

困りごとを見つける「アンテナ役」として、日常生活の中で、あるいは地域の行事等に参加する中で、困っている人やちょっと気になる人を早期に発見します。

近所に住んでいる方について、気がかりなことはありませんか？
「あれ？」「おかしいな？」という気づきがとても大切になってきます。
自分の住む地域を見渡すことから福祉委員の活動が始まります。



例えば...



夜になっても明かりがつかない、
一晩中電気がつけっぱなし



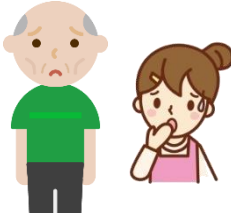
郵便物や新聞が
郵便受けにたまっている



最近、外出している姿を
見かけなくなった



庭の手入れが
されなくなっている



最近、顔色が悪く
痩せてきた気がする



見慣れない人が
家に入り出しているようだ



ご近所づきあいが少なく
孤立気味



家族の介護に悩んでいる
様子だ



子育てに悩んでいる
様子だ

ポイント...日常の世間話や生活状況の変化に「福祉課題（困りごと）」が潜んでいることがあります。まずは「ちょっとした変化」に気づくことが大切な役割となります。

②情報提供・伝達（しらせる）



見つけた心配な情報等について関係者へ情報提供します。まずは、地元の民生委員や区長へつなぎ、複雑な問題や緊急を要する場合は、行政や市社協、関係機関等へ知らせます。

☞**ポイント**…発見した福祉課題については、お一人で抱え込まずに、まず地域の福祉関係者に情報提供し、早期対応につなげることが大切です。

③目配り・声かけ・見守り活動（ささえる）

ご近所の少し心配な方や、民生委員さんから見守りの協力依頼があった方に対して、民生委員さんと連携しながら見守り支援を行います。

☞**ポイント**…ご近所の「気になる方」を日常的・継続的に見守るということは、同じ地域で暮らす住民の皆様だからできることです。普段あまり交流の無い方や関わりを望まれない方に対しても、そっと気かけながらさりげなく見守っていただけたら幸いです。



《活動例》

- ・民生委員と連携し、地域で心配だと思われる方を訪問しています。
- ・ご近所のお年寄りの話し相手になっています。
- ・お隣の体の不自由な高齢者宅のゴミ出しを手伝っています。
- ・関わりを望まれない孤立しがちな方をさりげなく見守っています。

④地域の福祉活動への参加・協力（つながる）



民生委員などの福祉関係者と連絡を密にし、連携を取りながら活動していきます。また、地域で行われるよりあい活動（サロン活動）や、地区社協が実施する地域行事、研修会などへの参加・協力をご都合のつかれる範囲でお願いします。

☞**ポイント**…「つながりあえる関係」は、急にできるわけではありません。市社協や地区社協が推進する事業に、ご都合がつかれる範囲で積極的なご参加をお願いします。

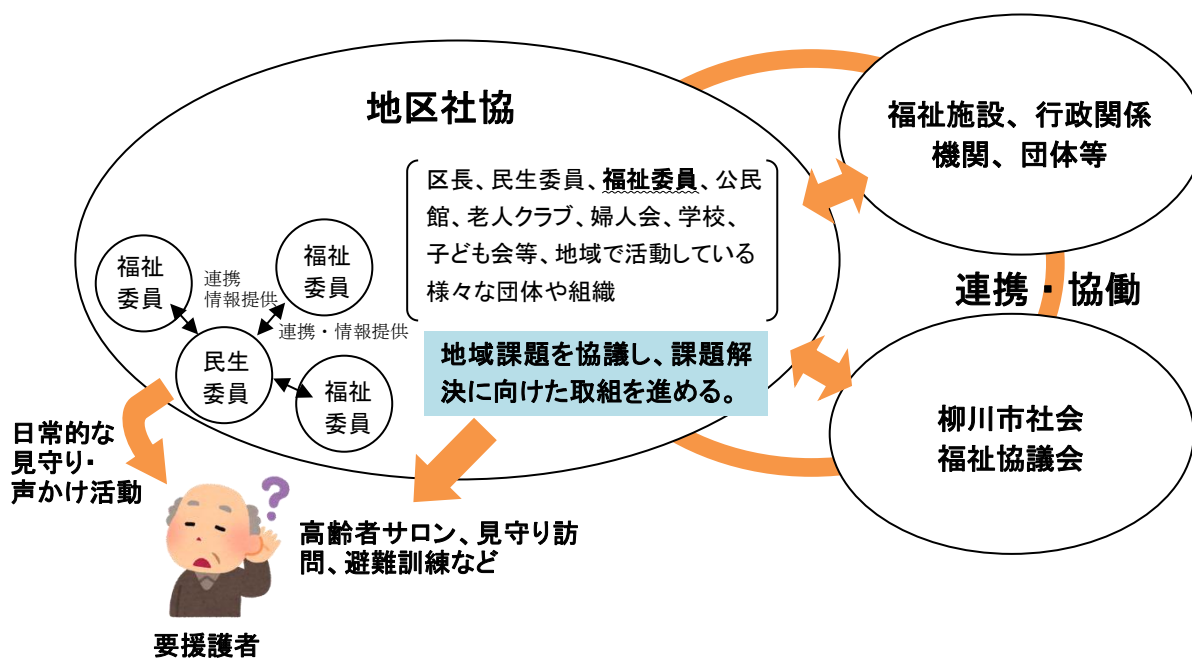
《活動例》

- ・地区社協の研修会に参加し、地域の状況について理解を深めています。
- ・地域の情報共有の場で、気がかりな人を関係者に伝え、支援につなげてもらっています。
- ・地域の行事やイベントに参加し、地域住民との交流を図っています。
- ・公民館で行われる「よりあい活動（サロン活動）」の運営を手伝っています。

□地区社協における福祉委員の位置づけ

地区社協は、概ね小学校区単位で市内に19か所設置されています。地域の様々な住民組織や団体（民生委員、行政区長、老人クラブ、公民館、婦人会、学校、子ども会等）で構成されていて、地域の福祉課題解決に向けて協議し、地域に必要な取り組みを推進していくことを目的としています。

今後、地区社協から福祉委員さんへ、研修会の参加案内や事業への協力依頼等があるかと思えます。ご都合のつかれる場合は、ご無理のない範囲で活動へのご協力をよろしくお願いいたします。



▲地区社協研修会で民生委員・福祉委員で情報共有



▲地区社協の取り組みで見守り訪問活動（民生委員・福祉委員）

★福祉委員の皆様はボランティア活動保険に加入しています

福祉委員の皆様は、柳川市社協において、ボランティア活動保険に加入しておりますので、万一、活動中に事故またはケガなどをされた場合にはすぐにご連絡ください。

～補償の内容～

種類	保険金の種類	保険金の内容	補償額
ケガの補償	死亡保険金	ケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合は、死亡保険金額の全額を給付されます。	1,040万円
	後遺障害保険金	ケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合は、その程度に応じて後遺障害保険金額の4～100%を給付されます。	1,040万円 (限度額)
	入院保険金 (1日につき)	ケガのため入院された場合は、事故の日から数えて180日以内の入院日数に対して入院保険金日額を給付されます。	6,500円/日
	通院保険金 (1日につき)	ケガのため医師の治療を受け、事故の日から数えて180日以内に通院した場合、90日を限度として通院保険金日額を給付されます。	4,000円/日
	手術保険金	ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合は、1事故1回に限り手術保険金を給付します。	入院中 65,000円 外 来 32,500円
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	第三者の身体又は財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき、過失割合に応じて保険金を給付	5億円 (限度額)

～補償の対象となる事故～

- (1) 傷害事故...福祉委員活動中に急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合
- (2) 賠償事故...福祉委員活動中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合



福祉委員の活動に向かう途中、交通事故に遭った



福祉委員の活動中、食べた弁当で福祉委員が食中毒になった



自転車で福祉委員の活動に向かう途中、他人にケガをさせた

※故意又は重大な過失、その他保険会社が規定する内容により、補償の対象外または保険金の減額となる場合があります。

～事故が起こったら～

事故が起こったら、速やかに次の事項を柳川市社協 本所 (Tel.72-5347) にご連絡ください。

- ① 福祉委員の氏名、住所、連絡先
- ② 事故発生日時、場所
- ③ 事故の原因、状況
- ④ ケガの程度、病院名 (傷害事故の場合)
- ⑤ 相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度 (賠償事故の場合)

※ご連絡が遅くなった場合、保険金が減額されることがあります。

★緊急時の対応に伴う実費は負担いたします

福祉委員としての活動中に以下のような実費が発生した場合には、市社会福祉協議会において実費を負担いたします。

～実費の内容及び支給額～

実費の種類	支給の内容	支給額
交通費	活動中の緊急的な対応で、やむを得ず公共交通機関を利用した場合に、実費を支給	全額
	活動中の緊急的な対応で、やむを得ず自家用車両を利用した場合に、走行距離に応じて交通費を支給	1 kmあたり 30 円
その他	その他、本会がやむを得ないと判断した諸経費に対する実費を支給	相当額

※公共交通機関の利用、その他領収書を入手できる場合には、可能な限り領収書を入手していただき、請求時まで保管してください。

※自家用車両を使用した場合の走行距離は、1 km未満切上げとします。

～対象となる実費～

次の場合が実費の対象となります。

- (1) 福祉委員の活動中であること
- (2) 緊急時の対応であること



例えば…

福祉委員の見守り活動中に、要援護者の体調が急変し、救急車を手配し、自分も付き添い、帰りにタクシーで帰宅した場合

また、急を要する時に、要援護者を自家用車両で病院等へ搬送した場合 など

※福祉委員以外の方が実費を負担した場合、または福祉委員以外の方の自家用車両を使用した場合でも、福祉委員の活動に関連し、緊急時の対応であれば実費を支給します。

～実費が発生したら～

実費が発生したら、ただちに次の事項を柳川市社協 本所 (Tel. 72-5347) にご連絡ください。

- ① 福祉委員の氏名、住所、連絡先
- ② 実費の発生理由

受付後、本会より所定の請求書を配布いたしますので、必要書類を添付の上、本会に請求していただきます。

請求書の提出のあった日から起算して、30 日以内に支給いたします。

個人情報の取り扱いについて

「個人情報」とは...

個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という）でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます。

また、映像や音声は、特定個人を識別できる限りにおいて個人情報に該当します。

★個人情報例：氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス、写真、映像 など

「個人情報保護法」の適用範囲

個人情報を事業活動に利用しているすべての民間事業者（個人情報取扱い事業者）には、個人情報保護法が適用されます。これは、地区社協や行政区、ボランティアグループなど福祉活動に取り組む団体も同様です。福祉委員である皆様には、その役割の中に個人情報の管理までは含まれておりませんので、個人情報取扱い事業者にはあたりませんが、個人情報保護法の趣旨に従って個人情報の取り扱いをお願いします。特に、次のようなプライバシーに関する事項は、取り扱いに注意しましょう。



- | | |
|------------------|------------|
| ①年収、資産、納税額など財産関係 | ⑥公的扶助など受給歴 |
| ②家族や親族の家庭内生活の状況 | ⑦団体加入の有無 |
| ③支持政党や宗教など主義主張 | ⑧結婚、離婚歴 |
| ④病歴や身体の障がいなどの状況 | ⑨出生地 |
| ⑤学歴、職歴 | ⑩趣味、嗜好 など |

しかし、地域において福祉活動を進めるためには、関係者間の連携・協働・情報共有は必要不可欠です。個人情報の取り扱いに過剰に反応するのではなく、個人情報保護法と福祉活動とのバランスをとっていくことが大切です。

★地域関係者との情報共有の例

（福祉委員 A さん）

- ・ ちょっと心配な方の情報を民生委員さんに伝えています。

（民生委員 B さん）

- ・ 手厚い見守りが必要と思われる方の情報を福祉委員さんに伝えています。

（地区社協会長 C さん）

- ・ 地区社協で主催する研修会の中で、福祉委員さんも一緒に情報共有をしています。



※知っている情報を全て伝達するのではなく、見守り等に必要と思われる情報のみを関係者だけで共有することが重要となります。

福祉委員活動Q & A

Q 福祉委員は必要なの？

A 福祉委員の設置は、地域福祉の理解者を増やす目的もあります。

ひとり暮らし高齢者の増加や地域のつながりの希薄化などで個人の困りごとが表面化しにくくなっている中、民生委員さんなど特定の支援者だけでなく、複数の目で見守る体制を構築し、地域福祉の理解者を増やしていくことで、支え合いの輪を広げていきたいと考えています。

Q 福祉委員は具体的に何から始めたらいいの？

A 福祉委員の皆様には、生活リズムの中で、無理のない範囲での活動をお願いしています。まずは、**ご存じの範囲（隣近所等）で、困りごとを抱えていそうな方がいないか、さりげなく気にかけていただく**ことから始めていただきたいと思います。

また、普段から交流のある方で少し心配な方がいらっしゃいましたら、その方への声かけ・訪問等を無理のない範囲でお願いします。

こうした日常的な活動に加えて、民生委員さんから心配な方の情報提供や見守りの協力依頼、地域行事への参加依頼等があった場合は、無理のない範囲でのご協力をお願いします。

Q 福祉委員と民生委員の違いは？

A 民生委員は法律に基づき、担当する地域において援護が必要な子どもや高齢者、障がい者、低所得者等を把握し、必要な相談・支援を行うほか、福祉行政の制度利用に必要な証明や事業実施の協力をします。

それに対し、福祉委員は法令や条例に基づいた制度ではなく、柳川市社会福祉協議会より委嘱された福祉ボランティアであり、民生委員のような証明や相談、行政への連絡調整の役割はありません。

民生委員と福祉委員は、上下の関係はなく、共に地域福祉を推進するよきパートナーであり、活動する際はお互いの役割を十分に理解し、常に連絡を取りながら進めていくことが望まれます。

Q 福祉委員も個人情報も共有できるの？

A 地域福祉活動を進めるうえでは、その対象となる方の情報を関係する機関、団体等と共有しなければ連携は成り立ちません。

一方、このことは、個人情報流出するリスクが高まることでもあります。本人の同意のうえで提供すべき情報を選別し、関係者間だけで必要な情報を共有することで、トラブルにならず適切な支援に結びつけることができます。

身近な専門機関窓口一覧

高齢者に関する 相談では…	柳川市役所 福祉課 高齢者福祉係	77-8516
	介護保険広域連合柳川・大木・広川支部	75-6301
	柳川市地域包括支援センター	75-6321
	柳川市社会福祉協議会（介護保険事業所）	74-3101
	在宅介護支援センター 学正会（矢加部） 水郷苑（上宮永町） 柳川やすらぎの里（西浜武） さくらんぼ（大和町塩塚）	74-5588 72-2636 74-0807 76-5252
障害に関する 相談では…	柳川市役所 福祉課 障がい者福祉係	77-8514
	柳川市社会福祉協議会（障害福祉相談室）	76-4411
子育てに関する 相談では…	柳川市役所 子育て支援課 子育て支援係	77-8523
	地域子育て支援センター ピコクラブ（椿原町） わくわくひろば（三橋町垂見） バンバン（大和町明野）	72-9066 73-6742 76-4473
	つどいの広場「このゆびとまれ」 ファミリー・サポート・センター	72-7706 74-2027
その他	柳川市役所 柳川庁舎（本町） 大和庁舎（大和町鷹ノ尾） 三橋庁舎（三橋町正行）	73-8111 76-1111 72-7111
	柳川・みやま消費生活センター	76-1004
	南筑後保健福祉環境事務所	72-2111

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会

本 所 〒832-0058 柳川市上宮永町 6-3 柳川総合保健福祉センター「水の郷」内
TEL 72-5347 FAX 72-5346

大和支所 〒839-0252 柳川市大和町栄 234 大和総合保健福祉センター「まほろばやまと」内
TEL 76-4833 FAX 76-4832

三橋支所 〒832-0828 柳川市三橋町正行 476 三橋総合保健福祉センター「サンブリッジ」内
TEL 73-6955 FAX 73-6961